

看護小規模多機能型居宅介護 自主点検表

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

前橋市福祉部指導監査課

自主点検に当たっての留意事項

1 自主点検表の目的

この自主点検表は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行うに当たり、遵守すべき法令、条例及び通知等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

[自主点検の実施時期]

最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

[自主点検を行う者]

自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

[点検方法]

各項目の「評価事項」に対して、次の区分により、「評価」欄に自主点検した結果を記入します。

- できている … A
- 一部できている … B
- できていない … C
- 該当なし … =

評価事項欄にチェックボックス□のあるものは、該当するものを■とし、自主点検の際に評価の参考にしてください。

[点検後の対応等]

点検を行った結果、「評価」欄がB、Cに該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護保険給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

[点検結果の共有]

点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業員と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

[点検結果の保管]

作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 摘要欄の表記(根拠法令等)

[法] 介護保険法(平成9年法律第123号)

[規則] 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

[条例] 前橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第42号)

※(準用第204条)とあるものは、他の事業の条文を準用しています。

[解釈] 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)

※[解釈]第3-8は、「第3 地域密着型サービス」の「八 看護小規模多機能型居宅介護」を表します。

[報酬] 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)

[留意] 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)

上記以外の根拠法令等は、正式名称を記載しています。

第1 一般原則及び基本方針

項目	評価事項	評価	摘要
1 指定地域密着型サービスの事業の一般原則	(1) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	()	〔条例〕第3条 〔解釈〕第3-1-4(1)
	(2) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	()	
	(3) 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 【虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務】	()	
	(4) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	()	
2 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針	<p>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業は、以下の指定訪問看護及び指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行っていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定訪問看護の基本方針 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定小規模多機能型居宅介護の基本方針 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	()	〔条例〕第192条

第2 人員基準

項目	評価事項	評価	摘要																	
1 従業者の員数等	<p>【サテライト型以外の場合】</p> <p>(1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者を以下のとおり配置していますか。</p> <p>① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯は、常勤換算方法で、「通いサービス」の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び「訪問サービス」の提供に当たる者を2以上配置していますか。</p> <p>夜間及び深夜の時間帯は、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上配置していますか。</p> <p>※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定し、これに対応して必要な看護小規模多機能型居宅介護従業者を確保すること。</p> <table border="1" data-bbox="464 884 1110 1014"> <tr> <td rowspan="2">日中の時間帯</td> <td>AM</td> <td>:</td> <td>夜間・</td> <td>PM</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td>深夜の</td> <td></td> <td>～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>PM</td> <td>:</td> <td>時間帯</td> <td>AM</td> <td>:</td> </tr> </table> <p>※ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となる。なお、宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けて訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度に対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。</p> <p>② ①の利用者の数は、前年度の平均値となっていますか。</p> <p>※ 新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p>③ ①の従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師となっていますか。</p> <p>④ ①の従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」という。）となっていますか。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護の事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合に、指定訪問看護における看護職員の人員基準を満たす（常勤換算方法で2.5以上となる看護職員数）ことによって、上記の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	日中の時間帯	AM	:	夜間・	PM	:		～	深夜の		～		PM	:	時間帯	AM	:	() () () ()	[条例] 第193条 [解釈] 第3-8-2(1)
日中の時間帯	AM		:	夜間・	PM	:														
		～	深夜の		～															
	PM	:	時間帯	AM	:															

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 従業者の員数等(続き)	<p>⑤ 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員となっていますか。 ※ 看護職員は、日中の通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで1名以上必要であり、日中のサービス提供時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置とすること。</p> <p>⑥ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる従業者を置かない場合には、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備していますか。</p> <p>⑦ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次のアからエまでのいずれかに掲げる施設等が併設されている場合で、看護小規模多機能型居宅介護従業者が当該施設等の職務に従事する場合は、それぞれの人員に関する基準を満たしていますか。</p> <p>ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所 イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設 エ 介護医療院</p>	<p>()</p> <p>()</p> <p>()</p>	
	<p>(2) 介護支援専門員</p> <p>① 登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。 ※ 介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する上記(1)⑦に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>② 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了していますか。</p>	<p>()</p> <p>()</p>	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 従業者の員数等(続き)	<p>【サテライト型の場合の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。 ※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができる。 ※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。 ※ サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録員に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する別に厚生労働大臣が定める研修（小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）を修了している者を置くことができる。 		
2 管理者	<p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合 ② 事業所に併設する上記項目1（従業者の員数等）(1)⑦に掲げる施設等の職務に従事する場合 ③ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該看護小規模多機能型居宅介護の管理者又は従事者としての職務に従事する場合 ※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。 	()	<p>〔条例〕 第194条 〔解釈〕 第3-8-2(2)</p>

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
2 管理者(続き)	<p>(2) 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師ですか。</p> <p>※ 保健師及び看護師が管理者となる場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者としてふさわしいと認められるもの。 ・ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないもの。 ・ 医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者。 ・ 管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。 	()	
3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	<p>代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師ですか。</p> <p>※ 保健師及び看護師が代表者となる場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者としてふさわしいと認められるもの。 ・ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないもの。 ・ 医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者。 ・ 管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。 	()	[条例] 第195条 [解釈] 第3-8-2(3)

第3 設備基準

項目	評価事項	評価	摘要
1 登録定員及び利用定員	(1) 登録定員は29人以下となっていますか。	()	[条例] 第196条 [解釈] 第3-8-3(1)
	(2) 1日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限は、以下のとおりとなっていますか。 ① 通いサービス：登録定員の2分の1から15人まで ※ 登録定員が25人を超える場合は、次に定める利用定員まで ・登録定員26人又は27人の場合、利用定員は16人 ・登録定員28人の場合、利用定員17人 ・登録定員29人の場合、利用定員18人 ② 宿泊サービス：通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで	()	
	(3) サテライト型事業所は、登録定員が18人以下となっていますか。 ① 通いサービス：登録定員の2分の1から12人まで ② 宿泊サービス：通いサービスの利用定員の3分の1から6人まで	()	
2 設備及び備品等	(1) 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備等の非常災害に際して必要な設備、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	()	[条例] 第197条 [解釈] 第3-8-3(2)
	(2) 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保していますか。 ※ 通いサービスの利用定員について、15人を超える事業所は、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（1人当たり3㎡以上）を確保する。	()	
	(3) 宿泊室の定員は1人となっていますか。 ※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	()	
	(4) 宿泊室の床面積は、7.43㎡以上となっていますか。 ※ 病院又は診療所である場合であって、定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4㎡以上とすることができる。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
2 設備及び備品等(続き)	<p>(5) (3)、(4)を満たす宿泊室（以下この項目において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、利用者のプライバシーが確保された構造となっていますか。</p> <p>※ プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p>	()	
	<p>(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所であって、当該診療所の病床を宿泊室として兼用する場合は、利用者へのサービスの提供に支障がない場合としていますか。</p> <p>※ 有床診療所の病床を宿泊室として柔軟に活用することは差し支えないが、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のもので確保しておくこと。</p>	()	
	<p>(7) (1)の設備は、専ら当該看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p>※ 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	()	
	<p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にありますか。</p>	()	

第4 運営基準

項目	評価事項	評価	摘要
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者やその家族に対し、次の事項を記したわかりやすい文書を交付して説明を行っていますか。 <input type="checkbox"/> 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む） <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制 <input type="checkbox"/> 提供するサービスの第三者評価の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・実施の有無 ・実施した直近の年月日 ・実施した評価機関の名称 ・評価結果の開示状況 <input type="checkbox"/> 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	()	[条例] 第10条 (準用第204条) [解釈] 第3-1-4(2)
	(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	()	
	(3) (1)の文書の交付に代えて文書に記すべき重要事項を電磁的方法によって提供する場合は、以下に留意して行っていますか。 ① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」）により提供することができる。この場合において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの (イ) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	()	

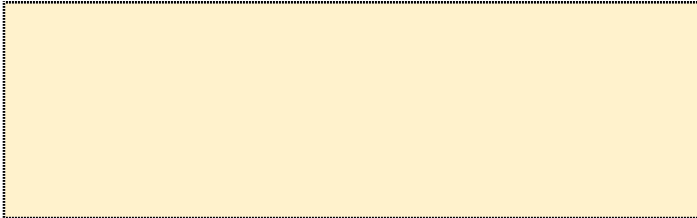
項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 内容及び手続の説明及び同意(続き)	<p>(イ) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>イ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>② ①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>③ ①の「電子情報処理組織」とは、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>④ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>ア ①に規定する方法のうち指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が使用するもの</p> <p>イ ファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ ④の規定による承諾を得た指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法によって重要事項の提供をしてはならない。</p> <p>ただし、当該利用申込者又はその家族が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>		

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
2 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいませんか。 ※正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合	()	〔条例〕第11条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-1-4(3)
	(2) 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。	()	
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自らサービス提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	()	〔条例〕第12条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-1-4(4)
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	()	〔条例〕第13条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-1-4(5)
	(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するように努めていますか。	()	
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	()	〔条例〕第14条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-1-4(6)
	(2) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	()	
6 心身の状況等の把握	(1) サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目等の把握に努めていますか。 <input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況 <input type="checkbox"/> 利用者の置かれている環境 <input type="checkbox"/> 他の保健医療サービスの利用状況 <input type="checkbox"/> 福祉サービスの利用状況	()	〔条例〕第88条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-4-4(1)
	(2) テレビ電話装置等を活用して行うサービス担当者会議に利用者が参加する場合は、当該利用者等の同意を得ていますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
7 居宅サービス事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者 その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者 との密接な連携に努めていますか。	()	〔条例〕第89条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-4- 4(2)
	(2) サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を 適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。	()	
	(3) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族 に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る居宅介護 支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又 は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	()	
8 身分を証する書類の携行	(1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの 提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初 回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、こ れを提示すべき旨を指導していますか。	()	〔条例〕第90条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-4- 4(3)
	(2) 身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの 提供に当たる者の氏名の記載がありますか。 ※ 当該訪問サービスの提供に当たる者の写真の貼付や 機能の記載を行うことが望ましい。	()	
9 サービスの提供の記録	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際に、次の 項目を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス 利用票等に記載していますか。 <input type="checkbox"/> サービス提供日 <input type="checkbox"/> サービス内容 <input type="checkbox"/> 保険給付の額 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	()	〔条例〕第21条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-1- 4(12)
	(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際に、提供 した具体的な内容を記録していますか。 <input type="checkbox"/> サービス提供日 <input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容 <input type="checkbox"/> 利用者の心身の状況 <input type="checkbox"/> その他必要な事項（送迎の記録等）	()	
	(3) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他 適切な方法により、その情報を利用者に対して提供して いますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
10 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額（利用者負担額）の支払いを受けていますか。	()	〔条例〕第91条（準用第204条） 〔解釈〕第3-4-4(4) ・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料に関する指針（H17.9.7厚生労働省告示第419号） ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについてH12.3.30老企第54号）
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額（償還払いの場合）と、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（法定代理受領がなされる場合）との間に、不合理な差額が生じていませんか。	()	
	(3) 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受け取ることができる次の費用の額以外の支払を受けていませんか。 ① 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 利用者の選択により通常の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 宿泊に要する費用 ⑤ おむつ代 ⑥ その他の日常生活費（次の2つに限る。あいまいな名目での徴収は不可。） ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。） ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（共用の談話室にあるテレビやカラオケ設備の使用料、機能訓練の一環として実施するクラブ活動や利用者が原則全員参加する定例行事における材料費等）について徴収することは認められない。）	()	
	(4) 上記(3)の③、④の費用は、別に厚生労働大臣が定める指針によるものとなっていますか。	()	
	(5) 上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、文書で同意を得ていますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
10 利用料等の受領(続き)	<p>(6) 保険給付の対象となっているサービス及び日常生活費等に係るサービスの提供と関係なく、利用者がその嗜好又は個別の生活上の必要に応じて購入等を行うもの（介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用）については、上記(3)の費用とは区分して受領していますか。</p> <p>※ 贅沢品に係る費用、希望者を募り実施する旅行の代金等の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者等の希望を確認した上で提供されているか。 ・ すべての利用者に一律に提供し、費用を画一的に徴収していないか。 ・ あいまいな名目で徴収していないか。 ・ 上記(3)の利用料と重複する費用ではないか。 ・ 上記(5)と同様の手続きを行っているか。 <p>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護その他のサービスの提供に要した費用の支払を受ける際、領収証を交付していますか。</p> <p>※ 領収証には、次の額を区分して記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保険給付対象額 <input type="checkbox"/> 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 <input type="checkbox"/> 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 <input type="checkbox"/> 食事の提供に要する費用 <input type="checkbox"/> 宿泊に要する費用 <input type="checkbox"/> おむつ代 <input type="checkbox"/> その他の日常生活費 <input type="checkbox"/> 介護保険給付の対象となるサービス提供とは関係のない費用 <p>※ 金融機関への振込等の方法で支払いを受けた場合でも、領収証を交付すること。</p> <p>(8) 領収証に、医療費控除対象額を記載していますか。</p> <p>※ 医療系サービスの対価に係る自己負担額として利用者が支払った金額は、医療費控除の対象となる。</p>	()	<p>〔法〕第41条第8項（準用第42条の2第9項）</p> <p>〔規則〕第65条</p> <p>・ 介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて（平成28年10月3日厚生労働省老健局振興課事務連絡）</p> <p>・ 介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について（平成12年11月16日老振発第73号）</p>
11 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合（償還払いの場合）は、次の事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容 <input type="checkbox"/> 費用の額 <input type="checkbox"/> その他必要と認められる事項 	()	<p>〔条例〕第23条（準用第204条）</p> <p>〔解釈〕第3-1-4(14)</p>

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
12 指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、指定看護小規模多機能型居宅介護の目標を設定し、計画的に行っていますか。	()	〔条例〕 第198条
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。 ※質の評価方法を記入 	()	
13 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行っていますか。	()	〔条例〕 第199条 〔解釈〕 第3-8-4(1)
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。	()	
	(3) 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるような必要な援助を行っていますか。	()	
	(4) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じて指導を行っていますか。	()	
	(5) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	()	
	(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載していますか。	()	
	(7) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないですか。 ※ 「登録定員に比べて著しく少ない状態」とは、登録定員のおおむね3分の1以下を目安とする。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
13 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針(続き)	(8) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。 ※ 「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことを目安とする。また、通いサービス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者には何かの形で関わることを望ましい。	()	
	(9) 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。 ※ 「看護サービス」とは、指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。	()	
	(10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	()	
	(11) 特殊な看護等については、これを行っていませんか。	()	
14 主治の医師との関係	(1) 常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう必要な管理をしていますか。	()	〔条例〕 第200条 〔解釈〕 第3-8-4(2)
	(2) 看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。 ※ 常勤の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下、「指示書」）に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を行う看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。 ※ 主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできない。	()	
	(3) 主治の医師に、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって密接な連携を図っていますか。 ※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合には、(2)、(3)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示及び(3)の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
15 居宅サービス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	()	〔条例〕第94条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-4-4(6)
	(2) 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第48号）第16条各号の具体的取組方針に沿って行っていますか。	()	
16 法定代理受領サービスに係る報告	毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	()	〔条例〕第95条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-4-4(7)
17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者が他の看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合、その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	()	〔条例〕第96条 〔準用第204条〕 〔解釈〕第3-4-4(8)
18 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト型事業所にあつては、研修修了者。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させていますか。	()	〔条例〕第201条 〔解釈〕第3-8-4(3)
	(2) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図っていますか。	()	
	(3) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	()	
	(4) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成していますか。	()	
	(5) 看護小規模多機能型居宅介護計画を基本とし、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っていますか。	()	
	(6) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	()	
	(7) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
18 看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成(続き)	(8) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	()	
	(9) 看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う際にも、(2)～(8)に準じて取り扱っていますか。	()	
	(10) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。	()	
	(11) 居宅サービス計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から看護小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力していますか。	()	
19 介護等	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	()	〔条例〕第98条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-4-4(10)
	(2) 利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	()	
	(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うように努めていますか。	()	
20 社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	()	〔条例〕第99条 (準用204) 〔解釈〕第3-4-4(11)
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。 ※ 原則としてその都度、同意を得て代行する。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得る。	()	
	(3) 会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めていますか。	()	
21 利用者に関する市町村への通知	指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が、次の①、②のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ① 正当な理由なしに指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	()	〔条例〕第29条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1-4(18)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
22 緊急時等の対応	(1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者は現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ※ 緊急時等の対応方法をマニュアル等にあらかじめ定めておくこと。	()	〔条例〕第202条 〔解釈〕第3-8-4(4)
	(2) (1)の従業者が看護職員である場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。	()	
23 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	()	〔条例〕第60条の11(準用第204条) 〔解釈〕第3-2の2-4(4)
	(2) 管理者は、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	()	
24 運営規程	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 <input type="checkbox"/> 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> サービス利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための措置に関する事項 【令和6年3月31日まで努力義務】 <input type="checkbox"/> その他の運営に係る重要事項	()	〔条例〕第101条(準用第204条) 〔解釈〕第3-4-4(13)
25 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。 <input type="checkbox"/> 月（月末まで）ごとの勤務表を作成している。 <input type="checkbox"/> 以下を明確にしている。 ・ 従業者の日々の勤務時間 ・ 常勤・非常勤の別 ・ 看護職員等の配置 ・ 管理者との兼務関係 等	()	〔条例〕第60条の13(準用第204条) 〔解釈〕第3-2の2-4(6)
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※ 利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。	()	
	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ※ 事業所内研修等を実施した場合は、実施記録を作成すること。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
25 勤務体制の確保等(続き)	(4) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 【令和6年3月31日まで努力義務】	()	
	(5) 新たに採用した従業者（医療・福祉関係の資格を有さない者）に対しては、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講させていますか。 【令和6年3月31日まで努力義務】	()	
	(6) 適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 <input type="checkbox"/> ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。 <input type="checkbox"/> 相談（苦情を含む。）に応じるための窓口及び担当者をあらかじめ定め、従業者に周知・啓発する。 ※ カスタマーハラスメントの防止のために、雇用管理上の配慮を行うことが望ましい。	()	
26 定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。 ※ 利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない ※ 特に必要と認められる場合の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者が定員を超える場合 ・ 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・ 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 ・ 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 	()	[条例] 第102条 (準用第204条) [解釈] 第3-4-4(14)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
27 業務継続計画の策定等 【令和6年3月31日まで努力義務】	(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施し、かつ非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、必要な措置を講じていますか。	()	〔条例〕第33条の2(準用第204条) 〔解釈〕第3-8-4(5)
	(2) 業務継続計画には、以下の項目が記載されていますか。 〈感染症に係る業務継続計画〉 <input type="checkbox"/> 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） <input type="checkbox"/> 初動対応 <input type="checkbox"/> 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） 〈災害に係る業務継続計画〉 <input type="checkbox"/> 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） <input type="checkbox"/> 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） <input type="checkbox"/> 他施設及び地域との連携 ※ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定してもよい。	()	
	(3) 従業者に対し、業務継続計画について周知していますか。	()	
	(4) 従業者に対し、次のとおり研修を実施していますか。 <input type="checkbox"/> 研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行を行うものとする。 <input type="checkbox"/> 定期的（年1回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施する。 <input type="checkbox"/> 研修の実施内容を記録する。 ※ 感染症に係る業務継続計画の研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。	()	
	(5) 従業者に対し、次のとおり訓練を実施していますか。 <input type="checkbox"/> 業務継続計画に基づく事業所内の役割分担を確認する。 <input type="checkbox"/> 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習を行う。 <input type="checkbox"/> 定期的（年1回以上）に実施する。 <input type="checkbox"/> 訓練の実施内容を記録する。 ※ 感染症に係る訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と、災害に係る訓練は、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施してもよい。	()	
	(6) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
28 非常災害対策	(1) 非常災害に際して必要な次のことを実施していますか。 <input type="checkbox"/> 非常災害に関する具体的計画の策定 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画 <input type="checkbox"/> 関係機関への通報及び連携体制の整備 <input type="checkbox"/> 上記非常災害に関する具体的計画、関係期間への通報及び連携体制についての定期的な従業者への周知 <input type="checkbox"/> 定期的な避難、救出その他必要な訓練（年2回） <input type="checkbox"/> 訓練の実施記録の整備	()	・消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項 ・消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条の2第2項及び表第一(六)項 ^ラ ・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項 〔条例〕第103条（準用第204条） 〔解釈〕第3-4-4(16) ・社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）
	(2) 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている事業所はその者に行わせていますか。 ※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所は防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせる。	()	
	(3) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	()	
29 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	()	〔条例〕第60条の16（準用第204条） 〔解釈〕第3-8-4(6)
	(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 【令和6年3月31日まで努力義務】	()	
	① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催 <input type="checkbox"/> おおむね6月に1回以上開催 <input type="checkbox"/> 従業者に対し、委員会の結果を周知 ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備 <input type="checkbox"/> 平常時の対策及び発生時の対応を規定 〈平常時の対応〉 <input type="checkbox"/> 事業所内の衛生管理（環境の整備等） <input type="checkbox"/> ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） 〈発生時の対応〉 <input type="checkbox"/> 発生状況の把握 <input type="checkbox"/> 感染拡大の防止 <input type="checkbox"/> 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 <input type="checkbox"/> 行政等への報告 <input type="checkbox"/> 事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
29 衛生管理等 (続き)	③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修の実施 <input type="checkbox"/> 年1回以上及び新規採用時 <input type="checkbox"/> 研修実施記録の整備	()	
	④ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練の実施 <input type="checkbox"/> 年1回以上 <input type="checkbox"/> 指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認 <input type="checkbox"/> 感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習 <input type="checkbox"/> 訓練実施記録の整備	()	
	(3) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っていますか。	()	
	(4) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じていますか。	()	
	(5) 従業員の日々の感染罹患状況や健康状態を確認していますか。	()	
	(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。	()	
30 協力医療機関等	(1) 主治の医師との連携を基本としつつ利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	()	〔条例〕第104条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-4-4(18)
	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	()	
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援体制を整えていますか。	()	
31 掲示	事業所の見やすい場所に、次の事項を掲示していますか。 <input type="checkbox"/> 運営規程の概要（利用料の具体的な金額を含む） <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制 <input type="checkbox"/> その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制等）	()	〔条例〕第35条 (準用第204条)
32 秘密保持等	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	()	〔条例〕第36条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1-4(26)
	(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	()	
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は該当家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	()	
33 広告	指定看護小規模多機能型居宅介護について広告する場合には、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	()	〔条例〕第37条 (準用第204条)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
34 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	()	〔条例〕第38条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1-4(27)
35 苦情処理	(1) 提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。 <input type="checkbox"/> ① 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。 <input type="checkbox"/> ② ①の対応の内容について利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。 <input type="checkbox"/> ③ ①について事業所に掲示している。 <input type="checkbox"/> ④ ②、③については、国民健康保険団体連合会、市町村の苦情受付窓口も記載することが望ましい。	()	〔条例〕第39条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1-4(28)
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	()	
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	()	
	(4) 提供したサービスに関し、法第23条の規定（運営指導）により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員による質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力していますか。	()	
	(5) 市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行っていますか。	()	
	(6) 市町村からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を、市町村に報告していますか。	()	
	(7) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力していますか。	()	
	(8) 国民健康保険団体連合会から(7)について指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行っていますか。	()	
	(9) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(8)の改善の内容を、国民健康保険団体連合会に報告していますか。	()	
36 調査への協力等	提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するため市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	()	〔条例〕第105条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-4-4(19)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
37 地域との連携等	<p>(1) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p>※ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合は、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。</p> <p>※ テレビ電話装置を活用して行う運営推進会議に利用者等が参加する場合は、当該利用者等の同意を得ること。</p>	()	<p>〔条例〕第60条の17(準用第204条)</p> <p>〔解釈〕第3-2の2-4(9)</p> <p>・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る)に規定す運営推進会議を活用した評価の実施等について(平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号)</p>
	<p>(2) 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催する場合には、以下の条件を満たしていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。</p> <p>※ 事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。</p> <p><input type="checkbox"/> 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき回数の半数を超えないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。</p>	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
37 地域との連携等（続き）	<p>(3) 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っていますか。</p> <p>※ 評価の実施にあたっては以下の点に留意すること。</p> <p>① 自己評価は、まず、事業所の全ての従業員が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で他の従業員の振り返り結果を当該事業所の従業員が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、看護小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業員の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上に繋げていくこと目指すもの。</p> <p>② 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。</p> <p>③ ②の取組を行う場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、指定看護小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。</p> <p>④ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。</p> <p>⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成26年度老人保健健康増進等事業「複合型サービスにおける自己評価・外部評価のあり方に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。</p>	()	
	<p>(4) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、公表していますか。</p>	()	
	<p>(5) 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めていますか。</p>	()	
	<p>(6) 利用者からの苦情に関して、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めていますか。</p>	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
37 地域との連携等（続き）	(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うように努めていますか。	()	
38 居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が併設施設、その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう、努めていますか。	()	〔条例〕第107条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-4-4(20)
39 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に備え、次の対応をしていますか。 <input type="checkbox"/> 事故が発生した場合の対応方法を定めている。 (事故が起きた時の連絡先、連絡方法、報告が必要な事故の範囲等) <input type="checkbox"/> 事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）には、その原因を分析し、分析結果を従業者に周知徹底するなど、再発生を防ぐための対策を講じている。 <input type="checkbox"/> 事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入し、又は、賠償するための資金を確保している。	()	〔条例〕第41条 (準用第204条) 〔解釈〕第3-1-4(30) ・社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領 (前橋市平成23年8月29日施行)
	(2) 事故が発生した場合に、次の対応をしていますか。 <input type="checkbox"/> 利用者の家族（及び利用者に係る居宅介護支援事業者等）に対して連絡及び状況説明等を行っている。 <input type="checkbox"/> 市町村に報告が必要な事故が発生した場合は、速やかに報告している。 ・骨折等の利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故 ・職員又は利用者による法令違反、不祥事等 ・食中毒及び感染症 ・利用者の無断外泊等による行方不明者の発生 ・地震等の天災又は火災等に起因する施設の損壊事故 ・その他の利用者の生命、身体又は精神に重大な影響を及ぼす事故 ※ 本市の報告対象となる事故については、社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（前橋市平成23年8月29日施行）を参照 <input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録している。 <input type="checkbox"/> 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っている。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
40 虐待の防止	<p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、開催していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化している。 <input type="checkbox"/> 定期的に行っている。 <input type="checkbox"/> 次のような事項を検討している。 <ul style="list-style-type: none"> ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事 ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事 ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事 ④ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関する事 ⑤ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事 ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事 ⑦ ⑥の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事 <input type="checkbox"/> 開催結果を従業員に周知徹底している。 	()	<p>〔条例〕第41条の2(準用第204条) 〔解釈〕第3-8-4(7)</p>
	<p>(2) 虐待の防止のための指針を整備し、次の項目を盛り込んでいますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 <input type="checkbox"/> 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 <input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用支援に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 <input type="checkbox"/> 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 <input type="checkbox"/> その他虐待の防止の推進のために必要な事項 	()	
	<p>(3) 虐待の防止のための研修を次のとおり実施していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (2)の指針に基づいた研修プログラムの作成 <input type="checkbox"/> 年1回以上及び新規採用時 <input type="checkbox"/> 研修実施記録の整備 	()	
	<p>(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。</p>	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
41 会計の区分	(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	()	〔条例〕 第42条 (準用第204条) 〔解釈〕 第3-1-4(32)
	(2) 会計処理の方法については以下の通知を参考に適切に行われていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号） ・ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号） ・ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号） 	()	
42 記録の整備	(1) 次の諸記録を整備していますか。 <input type="checkbox"/> 従業者 <input type="checkbox"/> 設備 <input type="checkbox"/> 備品 <input type="checkbox"/> 会計	()	〔条例〕 第203条 〔解釈〕 第3-8-4(8)
	(2) 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備していますか。 ① (項目15)居宅サービス計画 ② (項目18)看護小規模多機能型居宅介護計画 ③ (項目13)身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ (項目14)主治の医師による指示の文書 ⑤ (項目18)看護小規模多機能型居宅介護報告書 ⑥ (項目9)提供した具体的なサービスの内容等の記録 ⑦ (項目21)利用者に関する市への通知に係る記録 ⑧ (項目35)苦情の内容等の記録 ⑨ (項目39)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑩ (項目37)運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録	()	
	(3) (2)の記録について、完結の日から5年間保存していますか。 ※ 「その完結の日」とは、(2)①から⑨までの記録については、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により、一連のサービス提供が終了した日とし、⑩については、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
43 電磁的記録等	<p>(1) 書面に代えて電磁的記録を作成及び保存する際は、以下の方法により行っていますか。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、①、②に準じた方法によること。</p> <p>※ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者（以下、事業者）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものは除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	()	<p>〔条例〕第205条 〔解釈〕第5</p> <p>・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会・厚生労働省）</p> <p>・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）</p> <p>・押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）</p>

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
43 電磁的記録等（続き）	<p>(2) 電磁的方法によって交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）を行う際は、事前に利用者等の承諾を得た上で、以下の事項に留意して行っていますか。</p> <p>① 電磁的方法による交付は、項目1（内容及び手続の説明及び同意）(3)電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。</p> <p>④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、他に定めがある場合を除き、①～③の方法に準じた方法によること。</p> <p>(3) (1)、(2)については、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行っていますか。</p>	<p>()</p> <p>()</p>	

第5 届出等

項目	評価事項	評価	摘要
1 変更、再開の届出	(1) 指定を受けた事業所について、次のいずれかの変更がある場合は、変更日の2週間前までにその旨を市長に届け出ていますか。 <input type="checkbox"/> 事業所の所在地（電話、FAX） <input type="checkbox"/> 事業所の建物の構造、専用区画等 <input type="checkbox"/> 定員	()	〔法〕第78条の5 〔規則〕第131条の13 ・前橋市ホームページ（地域密着型サービス事業所の変更届）
	(2) 指定を受けた事業所について、次のいずれかの変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。 <input type="checkbox"/> 事業所の名称 <input type="checkbox"/> 申請者の名称、主たる事務所の所在地（電話、FAX） <input type="checkbox"/> 申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書又は条例等（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業に関するものに限る。） <input type="checkbox"/> 事業所の種別（病院、診療所、その他の事業所） <input type="checkbox"/> 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 協力医療機関（協力歯科医療機関）の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約内容 <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設等との連携体制及び支援の体制の概要 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員の氏名及び登録番号	()	
	(3) 休止した事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。	()	
2 廃止、休止の届出（事前）	当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、次の項目を前橋市長に届け出ていますか。	()	〔法〕第78条の5 〔規則〕第131条の13
3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	(1) 加算等の届出（単位数が増えるもの）の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしていますか。	()	〔留意〕第1-1(5)、5
	(2) 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届出ていますか。（加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。）	()	

第6 介護給付費関係

項目	評価事項	評価	摘要
1 基本的事項	介護報酬は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）別表8により算定されていますか。	()	〔報酬〕別表8 〔留意〕第2の9
2 基本報酬の算定	<p>(1) 次の要件を満たしたうえで、所定単位数を算定していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該看護小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p><input type="checkbox"/> 月途中から登録した場合は又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定する。</p> <p>※ 登録日：サービスを実際に利用開始した日（契約を結んだ日ではない。） 登録終了日：利用契約を終了した日</p> <p><input type="checkbox"/> 月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数をする。</p> <p>※ 同一建物の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に看護小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当する。（同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。） 建築物の管理、運営法人が当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の事業者と異なる場合であっても同一建物に該当する。 	()	〔報酬〕別表8注9、注10 〔留意〕第2の1(2)、第2の9(1)
	(2) 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、複合型サービス費は、算定していませんか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
2 基本報酬の算定(続き)	(3) 登録者が自事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている場合は、自事業所においては、複合型サービス費は、算定していませんか。	()	

介護給付費部分（加算等）については、以下の資料を用いて自主点検をお願いします。

- 1 加算等自己点検シート
- 2 各種加算・減算適用要件等一覧

前橋市ホームページ 【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html>

ホーム > 組織から探す > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内